

<一般委託>

草刈業務(今池上倉地区_安城市土地開発公社)仕様書

草刈業務(今池上倉地区_安城市土地開発公社)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	請負契約
2	履行期間	令和8年11月30日まで
3	施行場所	安城市今池町地内
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	業務の履行にあたっては、安城市契約規則及びその他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	
8	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
9	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
10	連絡先	安城市建設部土木課用地係 担当古庄朋子 電話0566-71-2238(直通)又は内線(2274)

特記仕様書

(R6.11.15)

工事番号	2026350001
工事名	草刈業務委託(今池上倉地区_安城市土地開発公社)

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。
 ・安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領
 ・安城市委託契約約款
 ・愛知県建設局発行土木工事標準仕様書
 ・関係法令及び諸工事基準

なお、土木工事標準仕様書は、愛知県建設局土木部建設企画課ホームページにて、最新のものを確認すること。

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。
 なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示		
I	工 法 関 係	①	工 事 施 工 関 係	1	工法指定	指定工種及び工法		
						工法指定する理由		
				2	仮設工事	仮設工法		
						仮設工法選定条件		
				3	仮設備	仮設備の構造		
						仮設備の施工方法		
						仮設備の設計条件		
		4	薬液注入	設計の前提条件				
				施工区分				
				材料種類				
				施工範囲				
				削孔本数及び延長 注入量及び注入圧 周辺環境調査の内容				
		5	現場発生品	品名・規格・数量				
				引渡場所・運搬距離 再使用の有無				
		6	支給品及び貸与品	品名・規格・数量				
				品質・性能 引渡場所・運搬距離				
		7	部分使用	部分使用箇所				
				部分使用時期 部分使用目的				
		②	工 事 用 道 路	1	一般道の使用	搬入経路		
						搬出経路		
						使用期間		
使用時間帯 使用中・使用後の処置内容								
2	仮道路			仮設道路の構造				
		安全施設等の設置内容						
		安全施設等の設置期間 工事終了後の存置・撤去 維持補修の内容						
③	品管	1	品質管理	品質管理に関する条件				
II	工 程 関 係	①	関 連 工 事	1	関連工事	関連する工事名及び発注者		
						関連する工事内容		
						調整結果内容 施工に係る条件		
				2	公共補償工事等 他管理者協議	管理者名		
						協議結果内容		
						施工に係る条件 協議成立見込時期 (未了の場合)		
				3	占用支障物件協議	占用支障物件名		
						協議結果内容		
						施工に係る条件 協議成立見込時期 (未了の場合)		

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示						
		②	関係機関	1 交差協議	協議機関名							
					協議結果内容							
					施工に係る条件							
				2 地元調整	協議成立見込時期 (未了の場合)							
					調整結果内容							
					施工に係る条件							
				3 法令等手続き	手続き先機関							
					協議結果内容							
					施工に係る条件							
III	用地関係	①	用地関係	1 借地	協議成立見込時期 (未了の場合)							
					場所及び範囲							
					時期及び期間							
					使用条件							
					復旧方法							
				工事に必要な土地の借地料								
				2 工事用地の復旧	場所及び範囲							
					時期及び期間							
					使用条件							
				3 事業損失防止調査	復旧方法							
					事前・事後調査の区分							
					調査時期							
					調査方法							
				4 立木伐採	調査範囲							
					調査項目							
					対象範囲							
処理方法												
IV	安全策関係	①	安全策関係	1 交通安全施設	指定内容							
					指定期間							
				2 近接施工	近接する施設							
					施工方法・作業時間帯等							
				○	3 交通誘導警備員等の配置	警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会第20条)第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線に該当						
						上記該当路線名						
						配置位置	配置人数		時間	交替要員	期間	備考
							A	B				
						市道 新明東栄線		1	9:00~17:00	無し	2日間	2回分
A・・・公安委員会の検定合格者												
B・・・資格者以外												
交通誘導警備員配置図												
交通誘導警備員配置期間算出表												
V	建設副産物	①	建設発生土	1 建設発生土の利用	搬入元利用方法	数量	土質区分	片道運搬距離	備考			
				現場利用条件	土質試験	項目						
						箇所・数						
					土質改良							
					仮置き場							
2 建設発生土の搬出	搬入元利用方法	数量	土質区分	片道運搬距離	備考							
現場利用条件	土質試験	項目										
		箇所・数										
	土質改良											
	仮置き場											

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示			
		②	建設廃棄物の処理	搬入元利用方法	数量	処理等施設の名称	片道運搬距離	処理方法受入条件等	
		○	1	刈草	設計図書による	安城市環境クリーンセンター	6.5km以下		
				刈草	設計図書による	安城市環境クリーンセンター	11.5km以下		
				※ 建設廃棄物の数量については、実数にて設計変更を行う。					
VI	資料の確認	①	資料の確認	1	地質調査報告書の貸与				
				2	測量成果簿の貸与				
				3	用地境界杭の確認資料提示				
				4	測量基準点の確認資料提示				
				5	地下埋設物の確認資料提示				
				6	設計委託成果の貸与				
VII	その他	①	その他	1	調査・試験等に対する協力				
				2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種				

(工程表)

第4条 安城市委託契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(監督員)

第5条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第6条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第7条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第8条 施工計画書の記載省略項目については、監督員と協議の上、決定すること。

(履行報告)

第9条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(草類の処分)

第10条 業務の施工上発生する草類については、下記のとおりとする。

- ①搬入場所は、安城市環境クリーンセンターを原則とする。搬入する際には、廃棄物処理許可証を必ず携帯する。
- ②搬入時期は、監督員と事前調整し、指示に従うものとする。ただし、令和8年10月1日(木)から令和8年10月13日(火)までクリーンセンターはメンテナンス期間で刈草を搬入できないため、適切な処置をすること。
- ③刈草は、乾燥後に搬入するものとする。
- ④民間処理場及び個人受入の場合は、監督員と事前協議を交わし、承諾を得て搬入できるものとする。
- ⑤民間処理場に搬入する場合は、計量伝票、写真等により搬入場所、搬入量を明確にすること。
- ⑥堆肥等の利用目的により個人に受け入れられてもらえる場合は、受入書等を作成し、受入者の氏名、押印をもらうこと。また写真、位置図等により、搬入場所を明確にすること。

(搬入方法と受入可能量)

第11条 安城市環境クリーンセンターへの搬入方法と受入可能量については、下記のとおりとする。

- ①搬入方法は4t以下のダンプ車またはパッカー車を使用すること。ただし、車高は3m50cm以下の車両とすること。
- ②受入可能量は全体(クリーンセンター1日分)で16tまでとする。
- ③草の長さ30cm以上の草は午前3t、午後3tの合計6tまでとする。
- ④草の長さ30cm以下の状態または70%以下のダイオキシンの発生のおそれのない半透明の薄い袋に入れた状態で搬入する場合は10tまでとする。

(搬入時間)

第12条 安城市環境クリーンセンターの搬入時間については、事前によく確認すること。

(安全確保)

第13条 草刈作業中は、ネット等を張り、刈草が下流に流れないように注意して作業すること。また、安全確保のため必要に応じ飛散防止等の対策を講じ、通行車両、通行人及び近隣住民の財産に損害を与えてはならない。損害を与えた場合は、速やかに発注者監督員に報告し、誠意をもって問題の解決を行うこと。

(刈払機取扱業者)

第14条 刈払機による草刈りを行う際には、刈払機取扱業者安全衛生教育を修了した者が作業にあたること。

(草刈時期)

第15条 草刈時期は監督員との協議で決定すること。

(防除)

第16条 防除については、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について十分な周知に努めること。

(防除の実施)

第17条

防除については、平成25年4月26日付25消安第175号 環水大土発第1304261号 農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長の「住宅地等における農薬の使用について」及び社団法人 緑の安全推進協会の作成する「樹木等の病害虫防除に関する手引き」に基づき実施すること。

(設計図書の縮小)

第18条 本設計図書に添付されている図面は、縮小されている。

(刈草の処理)

第19条 刈草の搬入場所は、安城市環境クリーンセンターとし、搬入にあたっては、別紙「安城市環境クリーンセンター公共事業廃棄物(草)搬入仕様書」に準拠すること。

(熱中症対策)

第20条 安城防災ナビ等を活用し熱中症警戒アラートの情報収集に努め、労働者の安全を確保すること。

安城市環境クリーンセンター公共事業廃棄物（草）搬入仕様書

この仕様書は多量の草の搬入が原因で起こる不安定な燃焼や焼却の停止など施設への影響を最小限に抑えるために作成したものです。施設の不安定な稼働は廃棄物の焼却に影響を与えるだけでなく、ごみ焼却の余熱利用施設への影響や不安定燃焼による有害ガスの発生が周辺地域の環境汚染を引き起こす恐れがあります。この仕様書の内容をご理解いただき、焼却施設及び余熱利用施設の安定稼働並びに周辺地域の環境保全にご協力いただきますようお願いいたします。

1 搬入対象

この仕様書に該当する草は、国・県・市等の公共機関が発注する河川、道路、鉄道、公共用地などで多量に発生する草刈り工事で安城市内より発生したものとします。

2 搬入時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から正午まで
午後1時から4時45分まで
(午前、午後ともに搬入終了時間の30分前までには受付を完了してください。)

3 予約搬入制

- (1) 公共草については、すべて予約制にて対応します。
- (2) 予約が出来るのは、工事発注者（国、県、市）に限ります。業者による予約受付はいたしません。
- (3) 予約方法は、別紙「公共事業廃棄物（草）搬入調査票」に記入を行い、搬入月の前月の7日までに安城市環境クリーンセンターに提出してください。クリーンセンターにて調整を行い、結果を送付します。（FAX可）

4 搬入方法

4 t以下のダンプ車またはパッカー車を使用してください。ただし、車高は3m50cm以下の車両とします。

5 受入可能量

- (1) 全業者におけるクリーンセンター1日の受入可能量は10 tまでとします。
- (2) (1)のうち、長さ30cm以上の草については午前2 t、午後2 tの合計4 tまでとします。
- (3) 草の長さが30cm以下の状態又は70%以下のダイオキシン類の発生の恐れのない半透明の薄い袋に入れた状態で搬入する場合は6 tまで可能です。

6 その他の注意事項

- (1) 搬入業者は事前に廃棄物処理許可申請をしてください。(契約書の写し、搬出現場の略図、地図を提出)
- (2) 搬入時は廃棄物処理許可書を必ず持参して受付係員に提示してください。
- (3) 複写した廃棄物処理許可書での搬入はできません。
- (4) 搬入は天候に関係なくできます。

7 問い合わせ先

安城市環境クリーンセンター 電話番号 0566-92-0178
FAX 0566-92-0405

課や施設などの名称を記入してください。(例 安城市土木課)

様式1

令和 年 月分 公共事業廃棄物（草）搬入調査票

団体名 _____

日	業者名	搬入方法（○をつける）			予定搬入量	備考
		30cm以上	袋詰め	30cm以下		
1						
2						
3						
4						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計						

搬入を行う業者名を記入してください。